

# 電気通信番号制度の現状について

---

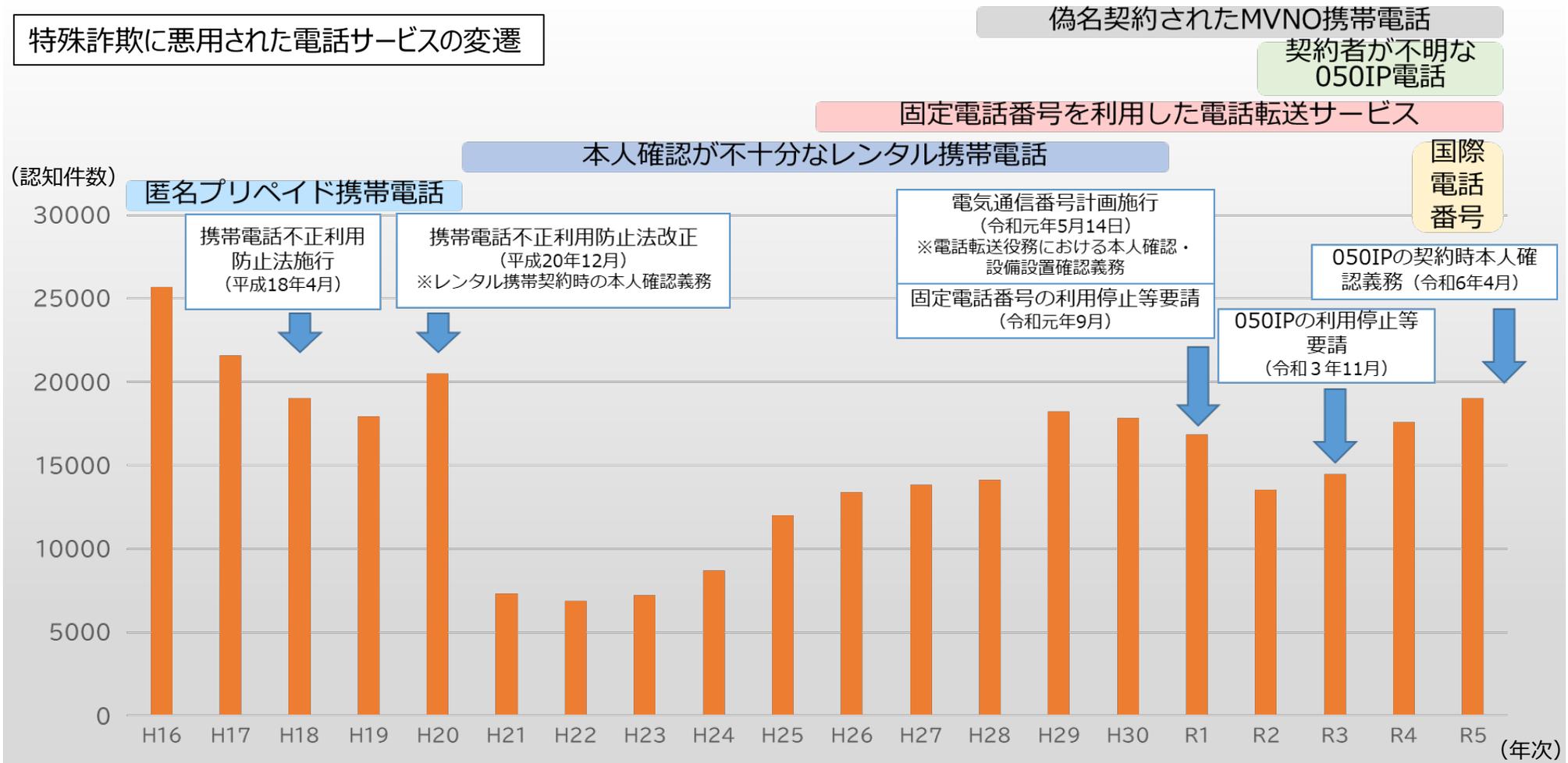
令和6年6月3日  
事 務 局

# 電気通信番号の犯罪利用への対策に係る背景

- 特殊詐欺\*等、電気通信番号を悪用した犯罪は従来から存在しており、**深刻な状況**が続いている。
- 特殊詐欺に悪用される電話サービスはこれまで何度も移り変わっており、**対策を講じては、新たな手段が登場し、犯罪に悪用される繰り返し**である。

※ 被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称。

## 特殊詐欺に悪用された電話サービスの変遷



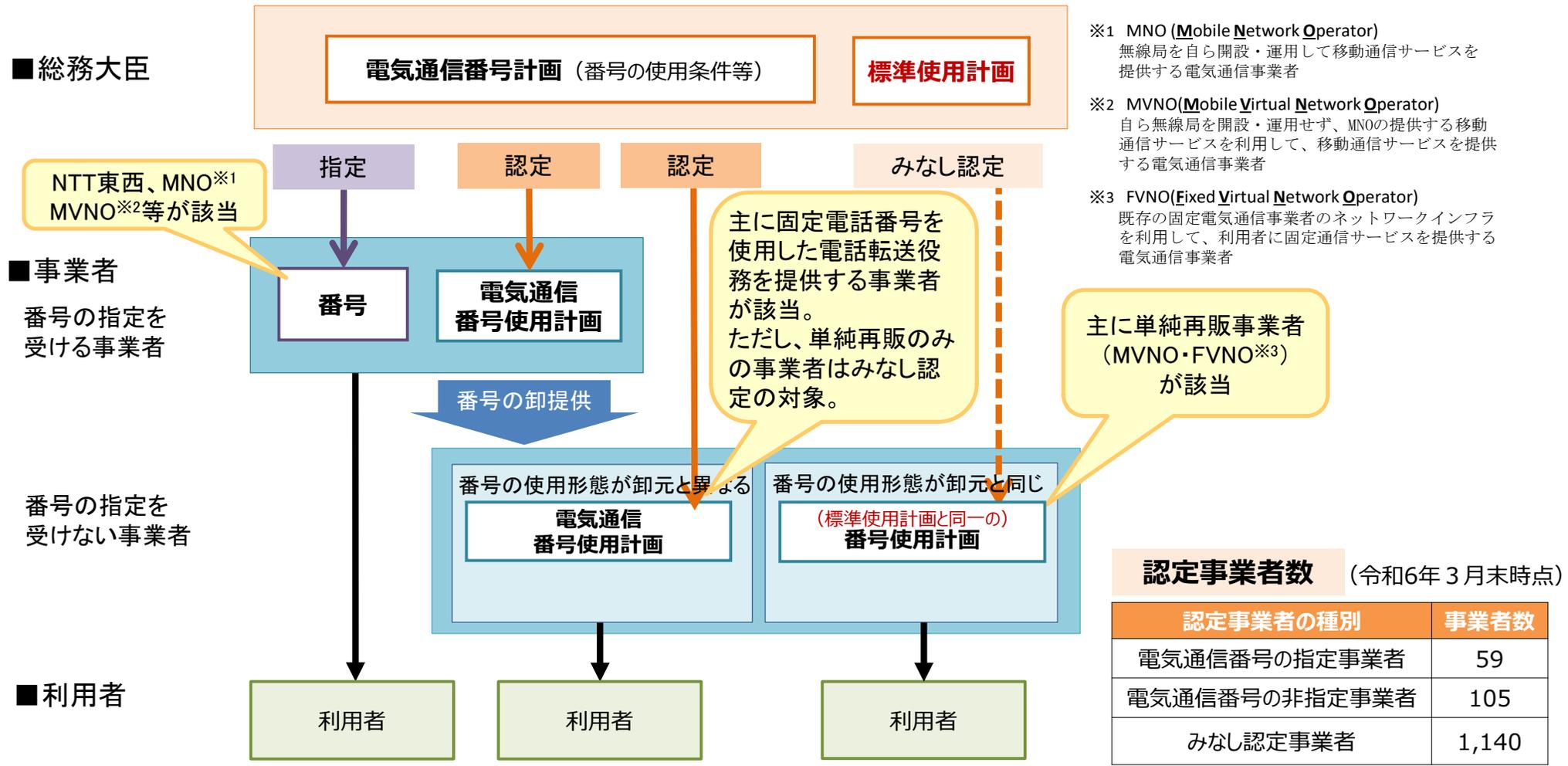
<出典> 特殊詐欺認知・検挙状況について (警察庁) <https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/sagi.html>より事務局作成



# 電気通信番号制度の概要

- 令和元年に施行された電気通信番号制度により、電気通信番号を使用するすべての電気通信事業者※は、電気通信番号使用計画の認定を受けることが必須。
- 総務大臣は、番号の種別、番号の使用条件等を定めた電気通信番号計画（総務省告示）を公示。

※ 電気通信事業法第9条による登録を受ける電気通信事業者及び第16条による届出を行った事業者

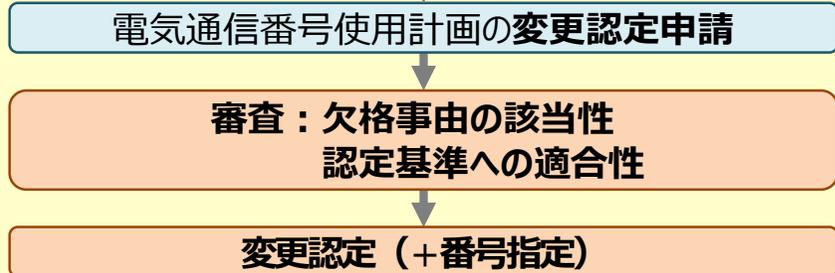
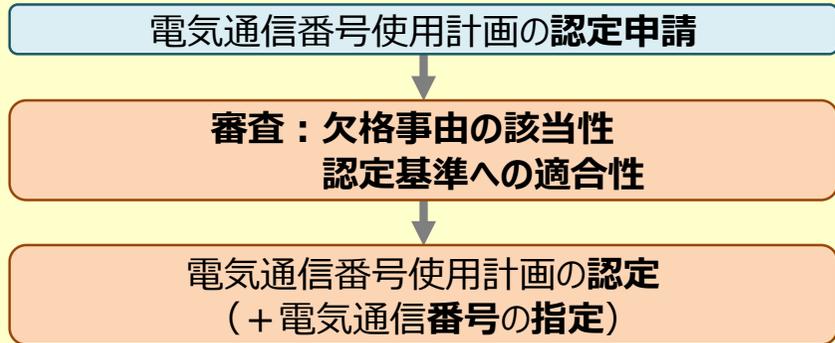


- ※1 MNO (Mobile Network Operator)  
無線局を自ら開設・運用して移动通信サービスを提供する電気通信事業者
- ※2 MVNO (Mobile Virtual Network Operator)  
自ら無線局を開設・運用せず、MNOの提供する移动通信サービスを利用して、移动通信サービスを提供する電気通信事業者
- ※3 FVNO (Fixed Virtual Network Operator)  
既存の固定電気通信事業者のネットワークインフラを利用して、利用者に固定通信サービスを提供する電気通信事業者

# 認定の流れと違反時における法律<sup>(※)</sup>上の担保

※電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

## 認定の流れ等



※電気通信番号の指定の追加・削減についても、電気通信番号使用計画の変更として認定申請が必要

※軽微な変更については、その旨を遅滞なく総務大臣に届け出る必要。

## 違反時における法律上の担保

認定を受けずに電気通信番号を使用した役務を提供  
(第50条の2第1項違反)

200万円以下の罰金  
(第186条第1項第8号)

変更の認定を受けずに電気通信番号を使用した役務を提供  
(第50条の6第1項違反)

200万円以下の罰金  
(第186条第1項第9号)

認定を受けた電気通信番号使用計画と異なる役務を提供

適合命令  
(第51条)

従わない場合

認定の取消し  
(第50条の9第4号)

○認定の取消事由(電気通信事業法第50条の9)

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき
- 二 不正の手段により…認定を受けたとき
- 三 欠格事由(第50条の3各号)のいずれかに該当するに至ったとき
- 四 適合命令(第51条)に違反したとき

# 電気通信番号使用計画の認定の基準

- 電気通信事業法第50条の4は、総務大臣は、認定の申請があった場合、その申請に係る**電気通信番号使用計画が当該条項に掲げる要件に適合していると認めるときは、認定をしなければならないと定めている。**
- **電気通信番号使用計画の認定の基準は、電気通信番号の使用の必要性、公平性、効率性の観点から規定。**

## 電気通信事業法に規定する認定基準（第50条の4）

- 電気通信番号使用計画が**電気通信番号計画に照らし適切であること**
- 指定を受けようとする利用者設備識別番号が電気通信番号計画に照らし**指定可能であること**
- **その他総務省令で定める条件に適合していること**

## 電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）総則

- 電気通信番号により電気通信設備又は電気通信役務の種類若しくは内容を識別できるようにすること
- 電気通信番号の使用は電気通信役務の提供のために**必要なものに限ること**
- 利用者が**公平に**電気通信番号を使用できるようにすること
- 電気通信番号の**効率的な使用**を図ること
- 利用者設備識別番号については、使用に関する条件によること

## 電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）に規定する認定基準（第6条）

- 指定を受けようとする利用者設備識別番号が、電気通信役務の提供に**必要かつ合理的**であること
- 指定を受けようとする番号区画ごとの固定電話番号が、**相当程度の需要**が見込まれ、役務提供計画に**確実性**があること
- 付番に関する事項が、利用者に対する**公平性を確保し、効率的な利用者設備識別番号の使用を確保**していること
- 電気通信番号の管理に関する事項が、卸電気通信役務の提供の観点からも適切であること

# 認定後の対応

## 認定後の対応

凡例 電気通信事業者 総務省

電気通信番号の使用状況を報告（年1回）

使用状況報告に基づき、  
事業者リストを総務省のWebページに公開

## 違反時における法律上の担保

報告を行わなかったとき、  
若しくは虚偽の報告を行ったとき  
（第166条第1項違反）

**30万円以下の罰金**  
（第188条第17号）

## （使用状況報告の内容）

報告対象番号（IMSIは対象外）	自ら指定を受けた 利用者設備識別番号	卸電気通信役務の提供を受けて使用する 利用者設備識別番号	
報告対象事業者	当該指定を受けた事業者	当該番号を使用する事業者 ※みなし認定の場合を除く	みなし認定の対象事業者
電気通信番号の種別	○	○	○
卸元事業者名	-	○	-
✓ 電気通信番号使用計画の作成状況 （作成日・最終更新日等）	-	-	○
番号使用数	○	○	○
卸提供を行う番号数	○	○	○
電話転送役務の提供数	○	○	-
番号未使用数	○	○	○
卸提供を行う番号数	○	-	-
永続的に使用予定のない番号数	○	-	-
番号休止数	○	-	-
番号ポータビリティ実施状況	○	-	-

○ ※卸電気通信役務の提供を行う場合に限る

# (参考) 電気通信番号の使用状況報告内容①

## 自ら指定を受けた利用者設備識別番号に係る報告

様式第28 (第8条関係) 第1表

電気通信番号の使用に関する報告  
(自らが指定を受けた番号 (O A B ~ J) / 番号使用状況)

年 3 月 31 日現在

事業者名  
法人番号  
登録番号又は届出番号

番号 区画	番号使用数 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)						番号未使用数		番号 休止 数	番号 ポータ ビリテ ィに係 る番号 使用数	合計
	(1)う ちアナ ログ電 話	(2)う ち総合 デジタル 通信サ ービス	(3)う ち I P 電話	(4)う ちワイ ヤレス 固定電 話	(5)う ちダイ ヤルイ ン番号 使用数	(6)う ち利用 者から 見えな い形で 使用さ れるも のの数	うち 卸提 供数	うち 永続 的に使 用予 定のな いもの の数			
合計											

電気通信番号規則別表第1号に掲げる固定電話番号の番号使用数の増加見込みを踏まえて将来的にひっ迫が予想される番号区画の有無  
あり (番号区画:           )  
なし

様式第28 (第8条関係) 第2表

電気通信番号の使用に関する報告  
(自らが指定を受けた番号 (O A B ~ J 以外) / 番号使用状況)

年 3 月 31 日現在

事業者名  
法人番号  
登録番号又は届出番号

電気通信 番号の種 別	番号使用数		番号未使用数		番号休止 数	番号ポータ ビリティ に係る 番号使用 数	FMCサ ービスに 係る番号 使用数
	うち卸提 供数	うち永続 的に使用 予定のな いもの の数	うち卸提 供数	うち永続 的に使用 予定のな いもの の数			
合計							

様式第28 (第8条関係) 第3表

電気通信番号の使用に関する報告  
(番号ポータビリティ実施状況)

年 4 月 1 日から  
年 3 月 31 日まで

事業者名  
法人番号  
登録番号又は届出番号

電気通信番号 の種類	番号ポータ ビリティに 係るポート イン数	番号ポータビリティに係るポートアウト数			
		うち卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した音声伝送携帯電話番号の番号ポータビリティに係るポートアウト数を除いた数	うち対面で 手続した数	うち電話で 手続した数	うちインタ ーネット で手続した 数

様式第28の2 (第8条関係) ※卸電気通信役務の提供を行う場合に報告

電気通信番号の使用に関する報告  
(卸電気通信役務 (利用者設備識別番号) の提供状況)

年 4 月 1 日から  
年 3 月 31 日まで

事業者名  
法人番号  
登録番号又は届出番号

卸先事業者名	法人番号	電話転送役務 の提供	卸先事業者の電気通 信番号使用計画の認 定状況の確認	卸先事業者に対する電 気通信番号の使用に 関する条件の遵守の合意

# (参考) 電気通信番号の使用状況報告内容②

## 卸電気通信役務の提供を受けて使用する利用者設備識別番号（みなし認定以外）

様式第28の3（第8条関係）

電気通信番号の使用に関する報告  
(自らが指定を受けていない番号/番号使用状況)

年 3 月 31 日現在

事業者名  
法人番号  
登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	卸元事業者名	番号使用数		番号未使用数	備考	合計
		うち卸提供数	うち電話転送役務の数			
合計						

様式第28の2（第8条関係） ※卸電気通信役務の提供を行う場合に報告

電気通信番号の使用に関する報告  
(卸電気通信役務（利用者設備識別番号）の提供状況)

年 4 月 1 日から  
年 3 月 31 日まで

事業者名  
法人番号  
登録番号又は届出番号

卸先事業者名	法人番号	電話転送役務の提供	卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認	卸先事業者に対する電気通信番号の使用に関する条件の遵守の合意

## 卸電気通信役務の提供を受けて使用する利用者設備識別番号（みなし認定）

様式第28の4（第8条関係）

電気通信番号の使用に関する報告  
(みなし認定/番号使用状況)

年 3 月 31 日現在

事業者名  
法人番号  
登録番号又は届出番号

電気通信番号の種別	電気通信番号使用計画作成状況	番号使用数		番号未使用数	備考	合計
		うち卸提供数				
合計						

様式第28の2（第8条関係） ※卸電気通信役務の提供を行う場合に報告

電気通信番号の使用に関する報告  
(卸電気通信役務（利用者設備識別番号）の提供状況)

年 4 月 1 日から  
年 3 月 31 日まで

事業者名  
法人番号  
登録番号又は届出番号

卸先事業者名	法人番号	電話転送役務の提供	卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認	卸先事業者に対する電気通信番号の使用に関する条件の遵守の合意

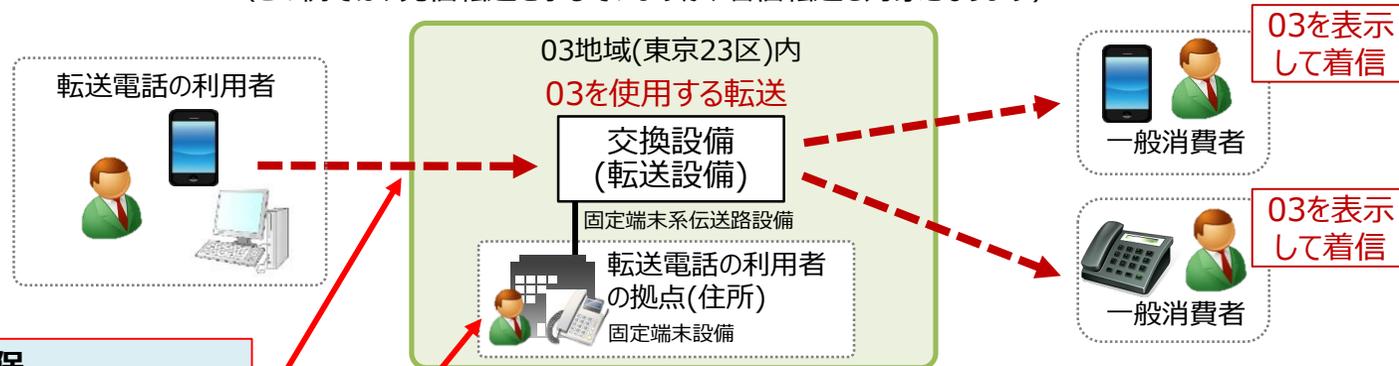
# 総務省におけるこれまでの特殊詐欺への対応（電気通信番号制度）

## 固定電話番号における電話転送役務提供に関する制度整備

- 情報通信審議会(電気通信事業政策部会・電気通信番号政策委員会)において、事業者や一般消費者の意見も聞きながら、固定電話番号を使用する転送電話に関する検討を実施。
- 平成30年9月の答申を踏まえ、令和元年5月14日に電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）を制定。
  - 契約締結時の利用者の本人確認及び活動の拠点確認を義務付け（電気通信番号計画）
  - 卸提供状況についての報告を規定（電気通信番号使用計画及び使用状況報告）

### <固定電話番号を使用した転送電話の例>

(この例では、発信転送を示していますが、着信転送も対象となります)



#### 通話品質の識別性の確保

固定・携帯・050IP電話と同等品質を確保  
(満たせない場合は利用者への通知措置)

#### 地理的識別性・社会的信頼性の確保

住所確認・本人確認を徹底  
端末系伝送路等の確保

#### 番号非指定事業者による転送電話

番号使用計画や定期報告などにより  
転送に係る卸提供の状況を総務省が把握

答申で求める主要内容

# 総務省におけるこれまでの特殊詐欺への対応（電気通信番号制度）

## 電話番号・電話転送サービスの提供ルールの制度化

- 令和3年12月の情報通信審議会答申を踏まえ、業界団体及び主要事業者が参加する「電話番号・電話転送サービスに関する連絡会」において、電話番号・電話転送サービスの提供ルールの制度化（卸元事業者の責務の明確化）について議論し、電気通信番号計画を改正（令和5年1月1日から施行）

### 電気通信事業者

#### ①卸電気通信役務であることを特定した契約の場合

- 卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認
- 卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件を遵守することに合意

卸元事業者



卸契約

卸先事業者



契約の相手方と良好な連絡体制を構築

#### ②契約約款等による契約の場合

利用者が提供を受ける電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合、契約約款等において、電気通信番号の使用に関する条件を遵守するよう要請

提供を受ける電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供することを提供元の電気通信事業者に申告

電気通信事業者（提供元）



一般の利用者と同じ利用契約

利用者（提供先）  
（電気通信事業者）



（エンドユーザー）



### 総務省

#### ●認定事業者リストの公表

（報告未提出等は反映しない）

事業者名	法人番号	登録番号・届出番号	認定を受けている番号種別※
A事業者			
B事業者			
...			

※ 「みなし認定・本認定の区分」、「電話転送役務の有無」も分かる形で公表

特殊詐欺対策について、総務省は電話を所管する立場から、以下の3本柱で、電話の悪用対策を実施

**対策の柱① 携帯電話不正利用防止法（携帯電話利用者の本人確認）の執行**

**対策の柱② 犯罪収益移転防止法（電話転送サービス利用者の本人確認）の執行**

**対策の柱③ 電話番号の利用停止措置の運用**

## ①携帯電話不正利用防止法の執行

（2006.4施行（レンタルは2008.12より対象））

- 携帯電話の契約時の本人確認を義務付け
- 総務大臣は、本人確認義務を履行していないキャリアショップ等に対して是正命令を発出

## ②犯罪収益移転防止法の執行

（2008.3施行（電話転送は2013.4より対象））

- 電話転送サービス事業者等に対して、顧客等の本人確認を義務付け
- 国家公安委員会からの意見陳述も踏まえ、総務大臣は、義務違反の事業者に対して是正命令を発出

## ③電話番号の利用停止措置の運用

（TCA 2019.9開始／JUSA 2022.12開始）

- 総務省から事業者団体（TCA・JUSA）への通知に基づき、県警等からの要請に応じて、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止、悪質な利用者への新たな固定電話番号の提供拒否を実施。

# 参考

（電気通信事業の登録）

第九条 電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 その者の設置する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。以下同じ。）の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で定める基準を超えない場合
- 二 その者の設置する電気通信回線設備が電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第二項第七号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合（前号に掲げる場合を除く。）

第十条 前条の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。以下この章及び第百十八条第四号において同じ。）にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所
  - 三 業務区域
  - 四 電気通信設備の概要
  - 五 その他総務省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、第十二条第一項第一号から第三号までに該当しないことを誓約する書面その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。（電気通信番号の使用及び電気通信番号計画）

（登録の拒否）

第十二条 総務大臣は、第十条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律、有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）若しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
  - 二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。第五十条の三第二号において同じ。）の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
  - 三 法人又は団体であつて、その役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があるもの
  - 四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者
  - 五 その電気通信事業が電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる者
- 2 総務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、文書によりその理由を付して通知しなければならない。

（電気通信事業の届出）

第十六条 電気通信事業を営もうとする者（第九条の登録を受けるべき者を除く。）は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 外国法人等にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

三 業務区域

四 電気通信設備の概要（第四十四条第一項に規定する事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）

五 その他総務省令で定める事項

2 電気通信事業者以外の者が第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた場合における前項の規定の適用については、同項中「その旨」とあるのは、「第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から一月以内に、その旨」とする。

3 第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第百八十五条第一号を除き、以下同じ。）の届出をした者は、第一項第一号、第二号又は第五号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

4 第一項の届出をした者は、同項第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

5 第一項の届出をした者は、第四十一条第四項の規定により新たに指定をされたときは、総務省令で定めるところにより、その指定の日から一月以内に、第一項第四号の事項を総務大臣に届け出なければならない。

6 第一項の届出をした者が第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた場合において、当該指定により第一項第三号の事項に変更が生じたときにおける第四項の規定の適用については、同項中「を変更しようとするときは」とあるのは、「に変更が生じたときは、第百六十四条第一項第三号の規定により新たに指定をされた日から一月以内に」とする。

（電気通信番号の使用及び電気通信番号計画）

第五十条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり、送信の場所と受信の場所とにあり、及びその間を接続する電気通信設備を識別し、又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために、次条第一項の認定を受けた電気通信番号使用計画（第五十条の六第一項の変更の認定があつたときは、変更後のもの。

第五十一条において「認定電気通信番号使用計画」という。）に従つて次条第一項又は第五十条の十一の指定があつた電気通信番号（総務大臣が定める番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）を使用しなければならない。ただし、ドメイン名（第百六十四条第二項第二号に規定するドメイン名をいう。）、アイ・ピー・アドレス（同項第三号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。）その他の総務省令で定める番号、記号その他の符号を使用する場合は、この限りでない。

2 総務大臣は、次条第一項の認定（同項及び第五十条の十一の指定を含む。）その他の電気通信番号に係る事務の遂行に資するため、電気通信番号のほか、次に掲げる事項を記載した表（以下「電気通信番号計画」という。）を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならない。これを変更したとき、又はこれに第五十条の十二の規定による記載をしたときも、同様とする。

一 次に掲げる電気通信番号の別

イ 利用者設備識別番号（利用者の端末設備（第五十二条第一項に規定する端末設備をいい、第七十条第一項に規定する自営電気通信設備を含む。以下このイ、第三号ロ及び次条第一項第二号において同じ。）を識別するために使用する電気通信番号をいい、利用者の端末設備を識別し、及び提供すべき電気通信役務の種類又は内容を識別するために使用する電気通信番号を含む。以下同じ。）

ロ 利用者設備識別番号以外の電気通信番号

二 当該電気通信番号により識別する電気通信設備又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容

三 次に掲げる条件その他の当該電気通信番号の使用に関する条件がある場合には、その内容

イ 重要通信の取扱いに関する条件

ロ 番号ポータビリティ（利用者が電気通信役務の提供に関する契約の相手方となる電気通信事業者を変更した場合において、その変更の前後において同一の利用者設備識別番号により当該利用者の端末設備を識別することができることをいう。）に関する条件

ハ 使用の期限

3 電気通信番号計画は、これにより次の事項が確保されるものとして作成されなければならない。

一 電気通信番号により電気通信事業者及び利用者が電気通信設備の識別又は電気通信役務の種類若しくは内容の識別を明確かつ容易にできるようにすること。

二 電気通信役務の提供に必要な電気通信番号が十分に確保されるようにすること。

三 電気通信番号の変更ができるだけ生じないようにすること。

四 電気通信番号が公平かつ効率的に使用されるようにすること。

（電気通信番号使用計画の認定等）

第五十条の二 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとするときは、次に掲げる事項を記載した電気通信番号の使用に関する計画（以下「電気通信番号使用計画」という。）を作成し、当該電気通信番号使用計画が第五十条の四各号に掲げる要件に適合していることについて、総務大臣の認定（当該電気通信番号使用計画に第二号に掲げる事項を記載した場合には、利用者設備識別番号の指定を含む。以下この款において同じ。）を受けなければならない。

一 電気通信番号の使用に関する事項

二 付番（利用者の端末設備に使用されていない利用者設備識別番号を付することをいう。以下この号において同じ。）をする場合には、付番をしようとする利用者設備識別番号のほか、次に掲げる事項

イ 付番に関する事項

ロ 利用者設備識別番号の管理に関する事項

ハ 利用者設備識別番号に前条第二項第三号ロに掲げる条件が付されている場合には、当該条件の確保に関する事項

三 前号ハに規定するもののほか、使用しようとする電気通信番号に前条第二項第三号に規定する条件が付されている場合には、当該条件の確保に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項の認定を受けようとする電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書及び電気通信番号使用計画並びに総務省令で定める添付書類を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 前号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 総務大臣が第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について標準電気通信番号使用計画を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、電気通信事業者（次条各号のいずれかに該当するものを除く。）が、標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を作成し、又は現に作成している電気通信番号使用計画（同項第二号に掲げる事項を記載しているものを除く。）を標準電気通信番号使用計画と同一のものに変更したときは、その電気通信番号使用計画については、それぞれ同項の認定又は第五十条の六第一項の変更の認定を受けたものとみなす。

（欠格事由）

第五十条の三 次の各号のいずれかに該当する電気通信事業者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一 この法律、有線電気通信法若しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人又は団体であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者

（認定の基準）

第五十条の四 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る電気通信番号使用計画（同項第二号に掲げる事項を記載した場合には、利用者設備識別番号を含む。）が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

一 申請に係る電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし適切なものであること。

二 申請に係る利用者設備識別番号が電気通信番号計画に照らし第五十条の二第一項の指定をすることができるものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める基準に適合するものであること。

（電気通信事業を営もうとする者等への適用）

第五十条の五 前三条（第五十条の二第三項を除く。）の規定は、電気通信事業を営もうとする者及び第百六十五条第一項に規定する地方公共団体についても適用する。この場合において、前条中「同項の」とあるのは、「第九条の登録又は第十六条第一項若しくは第百六十五条第一項の規定による届出を条件として、第五十条の二第一項の」とする。

（変更の認定等）

第五十条の六 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、電気通信番号使用計画を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第五十条の二第二項、第五十条の三（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）及び第五十条の四の規定は、前項の変更の認定について準用する。この場合において、第五十条の二第二項中「次に」とあるのは「第一号に」と、「電気通信番号使用計画」とあるのは「電気通信番号使用計画（変更に係る部分に限る。）」と、第五十条の四中「同項第二号」とあるのは「第五十条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

3 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 第五十条の二第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき。
- 二 第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたとき。
- 三 電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつたとき。

（承継）

第五十条の七 第十七条第一項の規定による電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、当該電気通信事業者が第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者であつたときは、当該電気通信事業者の地位を承継した電気通信事業者は、同項の認定を受けた電気通信事業者の地位を承継する。ただし、当該電気通信事業者が第十六条第一項の規定による届出をした者である場合において、当該承継に係る電気通信事業の全部を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人、分割により当該承継に係る電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該承継に係る電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が第五十条の三各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（認定の失効）

第五十条の八 第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、同項の認定は、その効力を失う。

- 一 第十二条の二第一項の規定により登録がその効力を失つたとき。
- 二 第十四条第一項の規定により登録を取り消されたとき。
- 三 電気通信事業の全部を廃止したとき。
- 四 電気通信番号を使用しない電気通信事業者になつたとき。

（認定の取消し）

第五十条の九 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
- 二 不正の手段により第五十条の二第一項の認定又は第五十条の六第一項の変更の認定を受けたとき。
- 三 第五十条の三各号（第二号にあつては、この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。
- 四 第五十一条の規定による命令に違反したとき。

（指定の失効等の場合における利用者設備識別番号の管理の引継ぎ等）

第五十条の十 第五十条の二第一項の指定を受けた電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当する場合における利用者設備識別番号の管理の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。

- 一 第五十条の八の規定により利用者設備識別番号の指定が失効したとき。
- 二 前条の規定により利用者設備識別番号の指定を取り消されたとき。

（利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定等）

第五十条の十一 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、職権で、利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定をするものとする。当該電気通信番号の指定の取消しについても、同様とする。

（電気通信番号計画への記載）

第五十条の十二 総務大臣は、次に掲げる場合には、電気通信番号計画にその旨を記載するものとする。

- 一 第五十条の二第一項又は前条の規定により電気通信番号の指定をしたとき。
- 二 第五十条の六第一項の規定により電気通信番号の指定の変更があつたとき。
- 三 第五十条の七の規定により第五十条の二第一項の認定を受けた電気通信事業者の地位の承継があつたとき。
- 四 第五十条の八の規定により電気通信番号の指定が失効したとき。
- 五 第五十条の九又は前条の規定により電気通信番号の指定を取り消したとき。
- 六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事実が生じたとき。

（適合命令）

第五十一条 総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者と電気通信設備の接続をしている場合に使用する電気通信番号又は電気通信事業者が重要通信を取り扱うために使用する電気通信番号の使用、その他電気通信事業者の電気通信番号の使用が当該電気通信事業者の認定電気通信番号使用計画に適合していないと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、当該認定電気通信番号使用計画に適合するように当該電気通信番号を使用することを命じ、又は当該認定電気通信番号使用計画を変更するよう命ずることができる。

（報告及び検査）

第百六十六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、電気通信事業者若しくは媒介等業務受託者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、電気通信設備（電気通信事業者の事業場に立ち入る場合に限る。）、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～8 （略）

第百八十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二百万円以下の罰金に処する。

一・二 （略）

三 第十九条第二項、第二十条第三項、第二十一条第四項、第二十九条第一項若しくは第二項、第三十条第五項、第三十一条第四項、第三十三条第六項若しくは第八項、第三十四条第三項、第三十五条第一項若しくは第二項、第三十八条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）、第三十九条の三第二項、第四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の五、第五十一条、第七十三条の四又は第二百二十一条第二項の規定による命令又は処分違反したとき。

四～六 （略）

七 第五十条の二第一項の規定に違反して電気通信番号を使用したとき。

八 第五十条の六第一項の規定に違反して電気通信番号使用計画を変更したとき。